

令和8年度さいたま市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務
要求水準書

1 業務名

令和8年度さいたま市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

3 履行場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 外

4 予算の上限額

31,754,118円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 業務概要

(1) 目的

本業務は、40歳から74歳までの国民健康保険加入者への特定健康診査について、民間事業者が持つ受診勧奨の手法や分析技術により、受診率向上を図るものである。また、35歳から39歳までの男性加入者に実施している国保健康診査についても、若いうちからの生活習慣の改善と健診受診を習慣付けるため、勧奨を実施するものである。

(2) 勧奨対象者

令和8年度さいたま市特定健康診査及び国保健康診査の対象者のうち、分析によつて勧奨すべきと思われる者とする。抽出・選定方法は事前に委託者の了解を得ること。

【参考】

・令和7年4月当初受診券発送件数

特定健康診査 147,838件、国保健康診査 4,536件

・電話番号保有数 89,000件

SMS対象者数（070・080・090で始まる電話番号） 約44,000件

(3) 勧奨方法

受託者が最も効果的で効率的であると考える方法とする。

なお、文書・電話・SMSによる受診勧奨を行うことを想定しているが、より効果的・効率的な実施が期待できる方法であれば、委託者の了解を得た上で、別 の方法で実施できるものとする。

詳細については、「6 業務内容 (2)勧奨方法について」で示すとおりとする。

(4) 令和6年度の勧奨実績について

ア 特定健診

・文書勧奨 延件数：133,866件 発送回数：3回

- ・SMS勧奨 延件数：51, 169件 配信回数：一人につき最大3回
- イ 国保健診
 - ・文書勧奨 延件数：623件 発送回数：1回
 - ・SMS勧奨 延件数：3, 472件 配信回数：一人につき最大2回

6 業務内容

さいたま市の特性を理解し、以下に示す業務を実施すること。

(1) 事業計画の作成

契約締結後速やかに事業計画を作成し、委託者の了解を得ること。計画は企画提案した内容に基づくものとし、受診勧奨の実施時期、委託者からのデータ提供希望内容及び時期など詳細なスケジュールを記載すること。

(2) 勧奨方法について

過去の受診結果やレセプト分析等から対象者抽出を実施し、様々な手法によって受診勧奨を行う。

ア 文書による勧奨を実施する場合

- (⑦) 対象者の属性に応じ内容を変えるなど、効果的な通知内容とする。
- (⑧) 勧奨回数は2回以上とする。
- (⑨) 通知の校正は3回程度行う。
- (⑩) 通知の印刷、封入・封緘、発送業務は受託者が実施する。
- (⑪) 勧奨通知の送付にかかる郵便料金は委託料に含める。
- (⑫) 勧奨者からの問い合わせに対応するコールセンターを設置する。また、受電番号は「0120」で始まる10桁のフリーダイヤルとし、対象者の費用負担がないようにすること。なお、電話勧奨を行う場合は、架電体制も含む。

イ 電話による勧奨を実施する場合

- (⑬) 受診率を向上させるために効果的な電話勧奨応対内容（トークスクリプト）及び基本的な問い合わせ応対内容を含む業務マニュアルを作成する。業務マニュアルは、年齢、性別、受診歴、地域等に適した内容とする。
- (⑭) 電話回線及び機器は受託者が負担し、用意すること。
- (⑮) 発信番号は「0120」で始まる10桁のフリーダイヤルとし、コールセンター等の受電体制も整える。また、架電については番号を通知すること。
- (⑯) 架電した対象者からの折り返し連絡先は、原則受託者とする。

ウ SMSによる勧奨を実施する場合

- (⑰) 勧奨の文面について、対象者に合わせた効果的な通知内容とする。
- (⑱) SMSの通信環境及び費用については、委託料に含める。

エ 特定健康診査のw e b案内ページ

w e b案内ページの作成に当たっては、位置情報が確認できる地図機能や行政区別の検索機能がある、携帯電話から健診実施医療機関に電話が掛けることができる、SMS勧奨との連携ができるなど、健診の予約につながる要素や、効果が検証できる

要素を取り入れること。

(3) 業務支援について

ア 勧奨業務全般への助言

区役所保険年金課や保健センター等の関係各課と連携して受診率向上を図るための勉強会や研修等を行う。

また、窓口等で配布する啓発や勧奨業務に関する作成物等について、より効果的な内容とするための助言を行う。

イ 業務に関する資料作成

勧奨業務の実施後、対象者の抽出条件や発送件数、実施内容等について、実施後速やかに報告書を作成し、委託者へ報告する。報告書は議会資料、交付金の申請等に用いることを想定し作成すること。

ウ 業務報告書の作成

勧奨業務完了後、勧奨結果の分析及び効果検証を行い、報告書を作成の上、委託者へ報告する。

(4) 効果分析について

令和8年度の受診勧奨者について、属性や受診傾向など、適切な評価指標を用いて集計・分析を行うこと。また、分析資料は職員が理解しやすい内容で作成すること。本事業における前年度までの課題や分析を踏まえ、次年度以降の受診率向上事業における有効な施策についての提案も行うこと。

7 その他

本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「さいたま市契約規則」、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守することとする。

なお、「仕様書」については、本要求水準書に従って受託者が作成し、委託者へ提出した企画提案書を基に、委託者と受託者の協議の上で作成する。